経営目標設定シート

　当該シートは、森林経営管理法第３６条に規定する「経営管理実施権の設定を受けることを希望する民間事業者」として公表を受けた者又は、公表を希望する事業体が経営の強化と就業環境向上の取組を推進するため、みやぎ森林・林業未来創造機構経営強化・就業環境部会（以下「部会」という。）が掲げる３つの経営指標について、自律的な目標設定を行うものである。

≪目標の取扱いとフォローアップ≫

* 当該目標設定は、県内の「経営管理実施権の設定を受けることを希望する民間事業者」を対象に次回

更新（公表）時の申請要件として設定する。※経過措置：公表期間（５年間）内に目標を設定することを条件に申請可

* 目標は、外部専門家による経営診断を受診し、

経営管理実施権の設定を受けることを希望する民間事業者

経営強化・就業環境の向上に向けた取組の実施

専門家の経営診断

県の支援

そのアドバイスを元に部会が設定した「①現場技

能者の給与、「②就業者の確保・定着」、「③労働

目標設定(機構HPで紹介)

災害の撲滅」について設定する。

労災撲滅

雇用・定着

給与

* 経営診断は、県が外部専門家（中小企業診断士）

　に業務委託を行い、事業体の受診を支援する。

　※事業体独自の受診は可とするが、以下の条件を満たすこと。

* 事業体は、目標達成に向けた独自の取組を設定

フォロー

アップ

県の支援

し、県は、翌年度に状況の確認を行い、フォロー

アップを実施する。

* 次回公表（更新）時は、５年間の取組成果と

経営管理実施権の設定を受けることを希望する

民間事業者の公表

経営が安定し、就業者が安心して働ける事業体へ

目標の達成状況を踏まえ、独自に「経営強化・

就業環境向上に向けた目標設定」を行うこと。

≪経営診断受診の条件≫

　１　経営診断に際し、経営者（代表取締役、その他の役員）、従業員（管理職、一般職）、現場技能者に対して、ヒアリングを実施することとし、県（林業振興課、事業体を管轄する地方振興事務所）の立ち会いを求めること。

２　経営診断の書類調査・分析は、以下１０項目の資料を基に分析を行うこと。

①会社定款、②過去3～6期分の決算書、③法人税（所得税）申告書（直近年度）

④経営理念、経営方針、社是等（会社の目標や基本的な考え方を示した資料）

⑤組織図、人員配置図等、⑥就業規則（役員、社員、現場技能者）

⑦名簿（役員、社員、現場技能者）、⑧減価償却一覧表（直近決算）

⑨現場作業日報の写し（任意抽出で月1日×12ヶ月分）、⑩会社案内（ﾊﾟﾝﾌﾚｯﾄ等）

３　診断結果報告書の項目は以下のとおりとし、⑤経営強化戦略には、部会が掲げる３つの目標指標に関する現状分析と改善に向けた提案を必ず盛り込むこと。

　　　　①対象事業体の概況、②経営環境分析、③財務分析、④組織分析、⑤経営強化戦略

　　　　⑥経営目標設定シート

　４　経営目標設定シートは、事業体の経営強化の取組事例として、みやぎ森林・林業未来創造カレッジホームページへ匿名で公表する。

≪経営強化・就業環境向上に向けた目標設定≫

１　現場技能者の給与

|  |  |
| --- | --- |
| 中期目標（５年後） | 長期目標（１０年後以降） |
|  |  |
| 【事業体の現状（概況・ヒアリング結果等）】 |
| 【外部専門家の意見（経営分析）】 |
| 【外部専門家からの提案】 |
| 【達成状況フォローアップ】　※当該項目は、目標設定の翌年度に支援者（県林業普及指導員等）が実施する経営状況　　のヒアリング結果を基に記載する。 |

２　就業者の確保・定着

|  |  |
| --- | --- |
| 中期目標（５年後） | 長期目標（１０年後以降） |
|  |  |
| 【事業体の現状（概況・ヒアリング結果等）】 |
| 【外部専門家の意見（経営分析）】 |
| 【外部専門家からの提案】 |
| 【達成状況フォローアップ】　※当該項目は、目標設定の翌年度に支援者（県林業普及指導員等）が実施する経営状況　　のヒアリング結果を基に記載する。 |

３　労働災害の撲滅

|  |  |
| --- | --- |
| 中期目標（５年後） | 長期目標（１０年後以降） |
|  |  |
| 【事業体の現状（概況・ヒアリング結果等）】 |
| 【外部専門家の意見（経営分析）】 |
| 【外部専門家からの提案】 |
| 【達成状況フォローアップ】　※当該項目は、目標設定の翌年度に支援者（県林業普及指導員等）が実施する経営状況　　のヒアリング結果を基に記載する。 |